

金井法律事務所料金表

第1. 法律相談等

1. 初回市民法律相談料：60分無料
2. 一般法律相談料：30分ごとに5000円から2万5000円以下

第2. 民事事件

1. 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件）

（1）着手金

- ・ 事件の経済的利益の額が300万円以下の場合：8%
- ・ 300万円を超え3000万円以下の場合：5%+9万円
- ・ 3000万円を超え3億円以下の場合：3%+69万円
- ・ 3億円を超える場合：2%+369万円

※着手金の最低額は10万円

（2）報酬金

- ・ 事件の経済的利益の額が300万円以下の場合：16%
- ・ 300万円を超え3000万円以下の場合：10%+18万円
- ・ 3000万円を超え3億円以下の場合：6%+138万円
- ・ 3億円を超える場合：4%+738万円

2. 調停事件及び示談交渉事件

（1）着手金

- ・ 1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。

※示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1の2分の1

※着手金の最低額は10万円

（2）報酬金

- ・ 1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。

3. 契約締結交渉

（1）着手金

- ・ 事件の経済的利益の額が300万円以下の場合：2%
- ・ 300万円を超え3000万円以下の場合：1%+3万円
- ・ 3000万円を超え3億円以下の場合：0.5%+18万円
- ・ 3億円を超える場合：0.3%+78万円

※着手金の最低額は 10 万円

(2) 報酬金

- ・ 事件の経済的利益の額が 300 万円以下の場合：4%
- ・ 300 万円を超え 3000 万円以下の場合：2%+6 万円
- ・ 3000 万円を超え 3 億円以下の場合：1%+36 万円
- ・ 3 億円を超える場合：0.6%+156 万円

4. 督促手続事件

(1) 着手金

- ・ 事件の経済的利益の額が 300 万円以下の場合：2%
- ・ 300 万円を超え 3000 万円以下の場合：1%+3 万円
- ・ 3000 万円を超え 3 億円以下の場合：0.5%+18 万円
- ・ 3 億円を超える場合：0.3%+78 万円

※訴訟に移行したときの着手金は、1 の額と上記の額の差額とする。

※着手金の最低額は 5 万円

(2) 報酬金

- ・ 1 の額の 2 分の 1

※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。

5. 離婚事件

(1) 調停事件・交渉事件

A. 着手金：20 万円から 50 万円の範囲内の額

B. 報酬金：20 万円から 50 万円の範囲内の額

※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の 2 分の 1

※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1 又は 2 による。

※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。

(2) 訴訟事件

A. 着手金：30 万円から 60 万円の範囲内の額

B. 報酬金：30 万円から 60 万円の範囲内の額

※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の 2 分の 1

※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1 又は 2 による。

※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。

6. 保全命令申立事件等

※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。

(1) 着手金

- ・ 1の着手金の額の2分の1
- ・ 審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2。

※着手金の最低額は10万円

(2) 報酬金

- ・ 事件が重大又は複雑なとき：1の報酬金の額の4分の1
- ・ 審尋又は口頭弁論を経たとき：1の報酬金の額の3分の1
- ・ 本案の目的を達したとき：1の報酬金に準じて受けることができる。

7. 民事執行事件

※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。

(1) 民事執行事件

- A. 着手金：1の着手金の額の2分の1
- B. 報酬金：1の報酬金の額の4分の1

(2) 執行停止事件

- A. 着手金：
 - ・ 事件が重大又は複雑なとき：1の報酬金の3分の1
 - ・ それ以外：1の着手金の額の2分の1※着手金の最低額は5万円
- B. 報酬金：
 - ・ 事件が重大又は複雑なとき：1の報酬金の4分の1

8-1. 破産・会社整理・特別清算、会社更生の申立事件

(1) 着手金：資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額

- ・ 事業者の自己破産：50万円以上
- ・ 非事業者の自己破産：20万円以上
- ・ 自己破産以外の破産：50万円以上
- ・ 会社整理：100万円以上
- ・ 特別清算：100万円以上
- ・ 会社更生：200万円以上

※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。

※免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した場合の着手金は上記着手金の2分の1

(2) 報酬金：1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払

いによる利益，企業継続による利益等を考慮して算定する）。ただし，上記事業者又は非事業者の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。

※免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した場合の報酬金は上記報酬金の算定方法を準用する。

8-2. 民事再生事件

(1) 着手金：資本金，資産及び負債の額，関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ，それぞれ次に掲げる額

- ・事業者：100万円以上
- ・非事業者：30万円以上
- ・小規模個人及び給与所得者等：20万円以上

※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。

※免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した場合の着手金は上記着手金の2分の1

※民事再生法 235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の着手金は，上記着手金の2分の1

(2) 執務報酬：再生手続開始決定を受けた後，民事再生手続が終了するまでの執務の対価として，協議により，執務量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で，月額で定める報酬を受けることができる。

※免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した場合の報酬金は上記報酬金の算定方法を準用する。

(3) 報酬金：1に準ずる（この場合の経済的利益の額は，弁済額，免除債権額，延払いによる利益，及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお，具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する。）。ただし，再生計画認可決定を受けたときに限り受けることができる。

※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。

※民事再生法 235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の報酬金は，上記報酬金の算定方法を準用する。

9. 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件

(1) 着手金：1の着手金の額の3分の2の額

※審尋又は口頭審理等を経たときは，1に準ずる。

※着手金の最低額は10万円

(2) 報酬金：1の報酬金の額の2分の1の額

第2. 刑事事件

1. 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件

- (1) 着手金：20万円から50万円の範囲内の額
- (2) 報酬金
 - A. 起訴
 - ・不起訴：20万円から50万円の範囲内の額
 - ・求略式命令：上記の額を超えない額
 - B. 起訴後
 - ・刑の執行猶予：20万円から50万円の範囲内の額
 - ・求刑された刑が軽減された場合：上記の額を超えない額

2. 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件

- (1) 着手金：20万円から50万円の範囲内額の一定額以上
- (2) 報酬金
 - A. 起訴前
 - ・不起訴：20万円から50万円の範囲内額の一定額以上
 - ・求略式命令：20万円から50万円の範囲内額の一定額以上
 - B. 起訴後
 - ・無罪：50万円を最低額とする一定額以上
 - ・刑の執行猶予：20万円から50万円の範囲内の一定額以上
 - ・求刑された刑が軽減された場合：軽減の程度による相当額
 - ・検察官上訴が棄却された場合：20万円から50万円の範囲内の一定額以上

3. 告訴・告発・検察審査の申立て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続

- (1) 着手金：1件につき10万円以上
- (2) 報酬金：依頼者との協議により受けることができる。

第3. 裁判外の手数料

1. 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

- (1) 定型
 - A. 経済的利益の額が1000万円未満のもの：5万円から10万円の範囲内の額
 - B. 経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの：10万円から30万円の範囲内の額
 - C. 経済的利益の額が1億円以上のもの：30万円以上
- (2) 非定型
 - A. 基本：経済的な利益の額が

- ・ 300 万円以下の場合：10 万円
 - ・ 300 万円を超え 3000 万円以下の場合：1%+7 万円
 - ・ 3000 万円を超え 3 億円以下の場合：0.3%+28 万円
 - ・ 3 億円を超える場合：0.1%+88 万円
- B. 特に複雑又は特殊な事情がある場合：弁護士と依頼者との協議により定める額
- (3) 公正証書にする場合：上記の手数料に 3 万円を加算する。

2. 内容証明郵便作成

- (1) 弁護士の名の表示なし
- A. 基本：1 万円から 3 万円の範囲内の額
- B. 特に複雑又は特殊な事情がある場合：弁護士と依頼者との協議により定める額
- (2) 弁護士の表示あり
- A. 基本：3 万円から 5 万円の範囲内の額
- B. 特に複雑又は特殊な事情がある場合：弁護士と依頼者との協議により定める額

3. 遺言書作成

- (1) 定型：10 万円から 20 万円の範囲内の額
- (2) 非定型
- A. 基本：経済的な利益の額が
- ・ 300 万円以下の場合：20 万円
 - ・ 300 万円を超え 3000 万円以下の場合：1%+17 万円
 - ・ 3000 万円を超え 3 億円以下の場合：0.3%+38 万円
 - ・ 3 億円を超える場合：0.1%+98 万円
- B. 特に複雑又は特殊な事情がある場合：弁護士と依頼者との協議により定める額
- (3) 公正証書にする場合：上記の手数料に 3 万円を加算する。

4. 遺言執行

- (1) 基本：経済的な利益の額が
- ・ 300 万円以下の場合：30 万円
 - ・ 300 万円を超え 3000 万円以下の場合：2%+24 万円
 - ・ 3000 万円を超え 3 億円以下の場合：1%+54 万円
 - ・ 3 億円を超える場合：0.5%+204 万円
- (2) 特に複雑又は特殊な事情がある場合：弁護士と受遺者との協議により定める額
- (3) 遺言執行に裁判手続を要する場合：遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。

5. 任意後見及び財産管理・身上監護

- (1) 契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他（依頼者の財産管理または身上監護にあたって）把握すべき事情等を調査する場合の手数料：1を準用する。
- (2) 契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬
 - A. 日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合：
月額 5000 円から 5 万円の範囲内
 - B. 上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合
月額 3 万円から 10 万円の範囲内
*ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受け取ることができる。
- (3) 契約締結、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料
1回あたり 5000 円から 3 万円の範囲内

第4. その他

1. 顧問料

- (1) 事業者の場合：月額 5 万円以上
- (2) 非事業者の場合：年額 6 万円（月額 5000 円）以上

2. 日当

- (1) 半日：3 万円以上 5 万円以下
- (2) 一日：5 万円以上 10 万円以下